

## すし店営業の振興指針の概要

## 第 1 営業の振興の目標に関する事項

- I すし店営業を取り巻く環境
- ・先行き不安感（経済状況、交際費減少、原材料の価格上昇）
  - ・チェーン店の増加、持ち帰り専門店や宅配専門店との競争
  - ・すし店及び従業者数の減少
  - ・食品の安全、安心及び原産地情報への関心
  - ・世界的なすしへの関心の高まり
- II 今後五年間（平成二十五年度末まで）における営業振興の目標
- ・衛生上の危害を防止し、良質な商品の提供
  - ・消費者に対し納得と安心感を提供
  - ・消費者が利用しやすい店作り
  - ・健康志向に配慮したメニュー開発及び情報提供
  - ・衛生水準の向上、新メニューの開発等、消費者の理解と信頼の向上

## 第 2 すし店営業の振興の目標を達成するために必要な事項

- I 営業者が取り組むべき事項
- 1 衛生水準の向上に関する事項
- (1) 日常の衛生管理に関する事項
- ・食品衛生法等の遵守、食品衛生責任者の活用
  - ・店舗の衛生管理及び従業員の衛生管理
  - ・冷蔵設備の温度管理
  - ・衛生管理の自主点検の表示
  - ・従業員の清潔保持
- (2) 衛生面における施設及び設備の改善に関する事項
- ・定期的な施設及び設備の衛生面の改善
  - ・冷蔵設備等の改善
- 2 経営課題への対処に関する事項
- (1) 経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項
- ・自店の経営能力や市場の把握
  - ・自店の経営上の把握（立地条件、客層、メニュー）
  - ・顧客又は周囲の競合店の情報収集
  - ・提供する付加価値の見直し
  - ・小規模店の経営診断の活用
- (2) サービスの見直し及び向上に関する事項
- ・立地条件、経営方針に照らした営業形態（営業日、営業時間）

- ・消費者の健康意識に配慮した商品
- ・昼食メニューの開発、世代別メニューの開発等
- (3) 施設及び設備の改善に関する事項
  - ・定期的な内外装の改装
  - ・高齢者等に施設及び設備（バリアフリー対応）
  - ・受動喫煙防止対策
- (4) 情報通信技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保に関する事項
  - ・顧客情報のデータベース化、DM、すし券事業の活用
  - ・ホームページを活用した顧客の確保（割引サービス、注文）
  - ・電子決済の普及及び送迎サービス
  - ・個人情報の管理の事項
- (5) 表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項
  - ・分かりやすいメニュー表示
  - ・食の安全（産地表示、天然養殖の別）
  - ・食事バランスガイド活用、総カロリー表示等
  - ・特に「立ち」における単価表示
  - ・問題発生時の対応マニュアル作成
  - ・従業員への危機管理教育、賠償責任保険等の活用
- (6) 人材育成及び自己啓発の推進に関する事項
  - ・優秀な人材獲得及び育成
  - ・適正な労働条件の確保
  - ・自己啓発

## II 営業者に対する支援に関する事項

### 1 組合及び連合会による営業者の支援

- (1) 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項
  - ・衛生管理の研修会及び講習会の開催
  - ・衛生管理のパンフレット作成等
  - ・衛生基準の設定
- (2) 施設及び設備の改善に関する事項
  - ・合理化、効率化等のための施設改善等に対する指導助言
  - ・高齢者の利便性等を考慮した店舗設計等の支援
- (3) 消費者の利益の増進に関する事項
  - ・接客マニュアルの作成
  - ・消費者への啓発講座
  - ・苦情相談窓口開設、苦情処理マニュアル作成、危機管理マニュアル作成
  - ・賠償責任保険への加入促進
- (4) 経営管理の合理化及び効率化に関する事項
- (5) 営業者及び従業員の技能の改善向上に関する事項
  - ・講習会及び技能コンテストの開催
- (6) 事業の共同化及び協業化に関する事項

- ・すし券事業の共同化
- (7) 取引関係の改善に関する事項
- (8) 従業員の福祉の充実に関する事項
  - ・労働条件及び福利厚生の実、共済制度の整備、強化
  - ・医療保険、年金保険、労働保険の加入の啓発
- (9) 事業の承継及び後継者支援に関する事項
  - ・ケーススタディ及び成功事例等の経営知識の情報提供
  - ・後継者支援事業の促進
- (10) 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項

## 2 行政施策及び政策金融による営業者の支援並びに利用者の信頼の向上

- (1) 都道府県指導センター
  - ・営業者に対する経営改善のため、経営指導員等による指導、助言等の支援
  - ・利用者からの苦情や要望の伝達
  - ・保健所等との連携による新規組合加入促進
- (2) 全国指導センター
  - ・経営改善の取組に役立つ情報収集、苦情処理マニュアル作成
- (3) 国、都道府県
  - ・食品衛生に関する指導監督、情報提供等
- (4) 日本政策金融公庫
  - ・生活衛生資金貸付に融資の実施等
  - ・経済金融事情等の把握、分析及び情報提供

## 第3 営業の振興に際し配慮すべき事項

- I 環境の保全及び食品循環資源の再生利用の推進
  - ・食品リサイクル（実施率：四十％）
- II 省エネルギーの強化
- III 少子・高齢化社会等への対応
  - ・バリアフリー対策、出前サービス、メニュー開発
  - ・身体障害者補助犬法
  - ・高齢者、障害者、妊婦等への配慮（受動喫煙防止、優先席）
- IV 食育への対応
- V 禁煙等に対する対策
- VI 地域との共生
  - ・地域における街づくりへの参加
  - ・大規模災害時の地域の支援
  - ・組合及び連合会との相互協力